

議案第 8 2 号

湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

次のとおり、湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 1 9 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年湯梨浜町条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（災害応急作業等手当） 第6条 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額 ア 巡回監視 <u>950円</u> イ 応急作業等 <u>1,440円</u> （2）前項第2号の作業 <u>1,120円</u> （3）前項第3号の作業 <u>1,440円</u> （4）前項第4号の作業 <u>950円</u> （5）前項第5号の作業 <u>1,440円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて町長が定める額 3 略	（災害応急作業等手当） 第6条 略 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額 ア 巡回監視 <u>710円</u> イ 応急作業等 <u>1,080円</u> （2）前項第2号の作業 <u>840円</u> （3）前項第3号の作業 <u>1,080円</u> （4）前項第4号の作業 <u>710円</u> （5）前項第5号の作業 <u>1,080円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて町長が定める額 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。